

公益財団法人 核物質管理センター
東海保障措置センター
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	5
4. 特記事項等	5

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

平成30年9月6日(木)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 星 勉

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① 改善活動の取組状況

② 定期的な自主検査の実施状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「改善活動の取組状況」及び「定期的な自主検査の実施状況」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

① 「改善活動の取組状況」については、不適合管理、是正処置及び予防処置の活動が適切に実施されているかを検査した。

検査の結果から、事業者は、不適合情報及び他事業所におけるトラブル情報について朝会及びセンター会議で情報共有し、不適合管理、是正処置及び予防処置の事案を、新たに設置したセンター検討会議で審議し、承認していること、また、是正処置及び予防処置において実施した対策の有効性評価は、是正処置においては最長でも1年を超えない時期、予防処置においては実施した活動の内容に応じて適切に設定した時期に実施すると定めていることを議事録、要領書等により確認した。

② 「定期的な自主検査の実施状況」については、関連する規定、要領書等の整備状況及び施設定期自主検査の実施状況を確認し、適切に実施されているかを検査した。

検査の結果から、事業者は、品質保証計画書、安全管理作業要領、施設定期自主検査要領書及び各マニュアルを関連規定として整備していること、平成29年度の施設定期自主検査において検査対象設備及び検査項目が全て実施され

ており、異常が認められていないことを確認した。担当課長は、その結果を東海検査部長及び核燃料取扱主務者に報告していること等を要領書及び「施設定期自主検査報告書」により確認した。施設定期自主検査は、職員の力量管理の上で実施され、階級区分の上級職員が担当していることを「教育訓練管理要領書」等により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

① 改善活動の取組状況

事業者の継続的な品質保証に関する改善活動として、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況において、不適合事象に対する適切な原因究明、確実な再発防止策の是正処置が行われているか、さらに、他の事業所で得られた技術情報及びトラブル情報に対して対策を講じるべき予防処置が適切に実施されているか等の取組状況を検査した。主な内容は以下のとおり。

保安規定の改定(平成30年7月2日に施行)に伴い、他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、使用施設等の保安の向上に活用することが追加された。これにより、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施に関する保安規定の下部規定として整備された「品質保証計画書」、「不適合管理、是正処置及び予防処置要領書」、「会議体設置・運営要領書」等が改定又は策定されていることを確認した。

事業者は、不適合管理、是正処置及び予防処置に関する情報共有並びに審議を、毎日開催する朝会及び週1回開催するセンター会議において実施してきた。さらに、平成30年8月1日からは、新たに設置したセンター検討会議で、他の組織から得られた技術情報やトラブル情報に対する対応の検討(技術的な検討を含む)を加えて、随時実施するとしたことを要領書及び議事録により確認した。

事業者は、「不適合管理、是正処置及び予防処置要領書」において、是正処置及び予防処置の実施結果に係る有効性評価は、これまで対策の後速やかに実施していたが、平成30年8月1日付けの当該要領書改定に伴い、評価の視点として、

- (i) 同様の不適合又は類似の不適合の発生がないこと
- (ii) 是正処置(改善)活動は適切で実効性に優れていたか
- (iii) 是正処置(改善)活動によって新たな問題が発生していないか(あれば改善策の検討)

の3項目を明記し、センター検討会議で実施するとしたこと、また、評価の実施時期は、是正処置においては最長でも1年を超えない時期、予防処置においては実施した活

動の内容に応じて適切に設定した時期と定めていることを確認した。

過去2年間における事業者の不適合管理及び予防処置の実績について確認した。その結果、平成29年度の不適合事案は9件で、いずれも「軽微な不適合」であること、平成30年度は8月末現在で、「原子力規制庁提出資料のマスキング不備」及び「放管記録計の紙詰まり」の2件であることを不適合管理表により確認した。また、平成29年度の予防処置の案件は、JAEA大洗研究所の汚染事故を始めとした他事業所のトラブル情報に関する対応の8件であること、平成30年度は8月末現在で5件であり、同様に他事業所のトラブル情報に係る対応であることを予防処置管理表により確認した。

さらに、抜取り検査として、不適合管理「H29－不適合－01 ホットセル、グローブボックスの負圧低警報吹鳴について（平成29年3月24日発生）」及び予防処置「H29－予防－07 原子燃料工業株式会社熊取事業所におけるウラン粉末の漏えい（平成29年8月10日発生）」について、活動状況を詳細に確認し、関連要領書に従い、適切に実施していることを関係資料及び聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

②定期的な自主検査の実施状況

保安規定に基づき、放射線管理設備、並びに新分析棟の本体施設及び保安設備について、定期的な自主検査が適切に実施されているかを検査した。主な内容は以下のとおり。

(1)放射線管理設備

放射線管理設備における施設定期自主検査の計画については、安全管理課長が、品質保証計画書に基づき、年度初めに、当該検査の実施予定を含めた「業務計画」を作成し、核燃料取扱主務者の審査後、所長の承認を得ていることを確認した。また、検査項目と検査対象、実施体制及び実施工程表を作成していることを「施設定期自主検査計画書（放射線測定機器）」により確認した。

施設定期自主検査の実施については、安全管理課長が「安全管理作業要領」、「放射線管理マニュアル」、「施設定期自主検査要領」等に基づき行っていること、新分析棟、保障措置分析棟及び開発試験棟に配備している放射線測定機器のうち、当該検査の全対象機器の検査項目を全て実施し、判定基準に照らし合わせて合格していること及び検査結果を核燃料取扱主務者に報告していることを「施設定期自主検査報告書（放射線管理設備）」により確認した。

(2)新分析棟の本体施設

新分析棟の本体施設における施設定期自主検査の計画については、分析課長が、

品質保証計画書に基づき、年度初めに、当該検査の実施予定を含めた「業務計画」を作成し、東海検査部長の確認及び核燃料取扱主務者の審査後、所長の承認を得ていることを確認した。

施設定期自主検査の実施については、分析課長が「安全管理作業要領」、「施設定期自主検査マニュアル」に基づき年2回行っていること、当該検査の全対象設備の検査項目を全て実施し、判定基準に照らし合わせて合格していること及び検査結果を東海検査部長及び核燃料取扱主務者に報告していることを「施設定期自主検査報告書(本体施設)」により確認した。

(3)新分析棟の保安設備

新分析棟の保安設備における施設定期自主検査の計画については、安全管理課長が、品質保証計画書に基づき、年度初めに当該検査の実施予定を含めた「業務計画」を作成し、核燃料取扱主務者の審査後、所長の承認を得ていることを確認した。また、検査項目と検査対象、実施体制及び実施工程表を作成していることを「施設定期自主検査計画書(保安設備)」により確認した。

施設定期自主検査の実施については、安全管理課長が「安全管理作業要領」、「保安設備操作マニュアル」、「施設定期自主検査要領」及び「施設定期自主検査計画書(保安設備)」に基づき行っていること、当該検査の全対象設備の検査項目を全て実施し、判定基準に照らし合わせて合格していること及び検査結果を核燃料取扱主務者に報告していることを「施設定期自主検査報告書(保安設備)」により確認した。

(4)実施者の力量管理

施設定期自主検査を実施する実施者の力量管理は、「教育訓練管理要領書」に基づき管理され、放射線管理設備については上級放管員、本体施設については上級分析員、保安設備については上級運転員等が施設定期自主検査を実施していることを「施設定期自主検査報告書」及び「力量到達評価表」等により確認した。また、上級職員が新規配属及び配置転換後4年目以降に施設定期自主検査に係る教育を受講したことから、東海検査部長又は安全管理課長が「教育訓練管理要領書」及び「教育訓練計画・実績管理表」により十分な力量を備えていると認定していることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

2)追加検査項目

なし

(3)違反事項
なし

4. 特記事項等
なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	9月6日(木)
午 前	●初回会議
	○改善活動の取組状況
午 後	○定期的な自主検査の実施状況
	●チーム会議
	●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外	

* ○:検査項目、●:会議等